



島根県報

令和4年4月15日（金）

第 303 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
応急入院指定病院の指定	（障がい福祉課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（　　　　　）	2
県営土地改良事業計画の決定（2件）	（農村整備課）	2
県営土地改良事業計画の変更	（　　　　　）	3
保安林の指定施業要件の変更（3件）	（森林整備課）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（　　　　　）	8
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中小企業課）	8
大規模小売店舗立地法の規定による市町村意見の概要	（　　　　　）	12

【公 告】

基本測量の実施	（技術管理課）	14
公共測量の終了（3件）	（　　　　　）	14

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	15
島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	16

告 示**島根県告示第330号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
サンキ・ウエルビィ株式会社	訪問看護	サンキ・ウエルビィ訪問	出雲市大社町北荒木1874	令和4年5月1日
	介護予防訪問看護	看護ステーション大社	-16	

島根県告示第331号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項に規定する精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	指定年月日
社会医療法人正光会 松ヶ丘病院	益田市高津四丁目24番10号	令和4年4月1日

島根県告示第332号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
板脇 一樹	整形外科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	令和4年3月31日
永野 聖	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和4年3月31日

島根県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
-------	-------------	-------	-------

鳴滝地区用排水施設事業(県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業))	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所
---	--------------	------------	-------

島根県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大宮谷下地区用排水施設事業(県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業))	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

島根県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
吉田地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第336号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第339号

令和 4 年島根県告示第147号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和 4 年 4 月 15 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市横山町180-3	久保田 剛二
浜田市横山町187、187-1、187内2、197、1051	小川 雅宏
浜田市横山町800	品川 キシエ
浜田市横山町800	品川 安夫
浜田市吉地町イ376-2	宮本 アイ子
浜田市吉地町イ376-4、イ376内1	宮本 サダ子
浜田市吉地町イ466-1	大谷 俊二
浜田市吉地町イ528-1	下野 久弥
浜田市元浜町224-1	大歳神社

島根県告示第340号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 15 日

島根県知事 丸山 達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー（イオン松江店） 島根県松江市東朝日町151番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片倉工業株式会社 代表取締役社長 上甲 亮祐 東京都中央区明石町6番4号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
-------	-----	------	--------

イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
(有) 森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	
(株) 千茶荘	島根県松江市末次本町74	原田 瑞樹	
長屋 篤幸	島根県松江市末次本町58	-	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木2-5-1	秦 恵治	
(有) メガネのモチダ	島根県松江市朝日町496	持田 裕子	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	木山 茂年	
(有) ストローアンドウェイ	島根県松江市浜乃木1-5-88	仙田 道生	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努	
(株) めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮 寛人	
(株) 川田カバン店	島根県松江市白湯本町38	川田 朋弘	
(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	中平 浩司	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
(有) 石賀陶器店	鳥取県米子市法勝寺町60	石賀 全江	令和2年1月31日退店
(株) やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	矢嶋 孝敏	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9-1	逸見 俊輔	
(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	令和2年3月8日退店
(株) オンワード樫山	東京都中央区日本橋3-10-5	大澤 道雄	
(株) アダストリアホールディングス	東京都千代田区丸の内1-9-2	遠藤 洋一	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	川崎 純平	
オルビス(株)	東京都品川区平塚2-1-14	小林 琢磨	
(株) ヤマノホールディングス	東京都渋谷区代々木1-30-7	山野 義友	令和2年2月27日退店
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区上社一丁目901番地	白川 篤典	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	島 秀佳	令和2年2月29日退店
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島町1-3-9	中林 秀雄	
(有) 風流堂	島根県松江市矢田町250-50	内藤 守	令和2年3月15日退店
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) 福田屋	島根県松江市中原町159	福田 正義	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	
(株) 未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6	松田 裕史	令和2年8月31日退店
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(有) ビズ・カンパニー	宮城県多賀城市桜木3-4-1	陳 必正	令和2年2月20日退店
(株) 三和システム	山口県宇部市文京町2-17	宮本 秀夫	令和2年4月12日退店
(株) F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-5	小野 行由	令和2年2月16日退店
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市幸町2-8	石川 康晴	
アイメディア(株)	広島県広島市東区光町1-10-19	米又 幹夫	令和2年8月31日退店

木次乳業(有)	島根県雲南市木次町東日登228-2	佐藤 貞之	
(株) 青木商店	福島県郡山市八山田五丁目405	青木 大輔	令和2年8月31日退店
(有) 山本おたふく堂	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋348	山本 浩一	令和3年2月28日退店
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢野 靖二	
(株) ジーユー	山口県山口市佐山717-1	柚木 治	
(株) ツインマーボ	大阪府大阪市平野区平野馬場2-1-6	大藪 幸子	令和2年2月24日退店
(株) 戸信	鳥取県鳥取市緑ヶ丘2-667-14	戸田 暖久	令和2年2月20日退店
(株) エフシーバンク	島根県出雲市渡橋町1227	白神 武典	令和2年8月31日退店
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久	
菅田(株)	岡山県津山市川崎1902-3	菅田 拓平	
(株) アニメイト	東京都豊島区東池袋3-2-1	崎田 竜也	
(株) ウッドベル	島根県簸川郡大社町杵築西2671-1	小川 美樹	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
(有) 森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	
(株) 千茶荘	島根県松江市末次本町74	原田 瑞樹	
長屋 篤幸	島根県松江市末次本町58	-	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木2-5-1	梅原 晋一	令和3年3月1日代表者変更
(有) メガネのモチダ	島根県松江市朝日町496	持田 裕子	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	木山 剛史	令和3年7月28日代表者変更
(有) ストローアンドウェイ	島根県松江市浜乃木1-5-88	仙田 道生	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努	
(株) めのや	島根県松江市玉湯町湯町1755-1	新宮 寛人	令和2年2月26日住所変更
(株) 川田カバン店	島根県松江市白湯本町38	川田 朋弘	
(株) ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市中央区船場中央2-3船場センタービル6号館2階	中平 浩司	平成30年4月1日住所変更
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
(株) やまと	東京都新宿区新宿三丁目28番16号	矢島 孝行	平成31年3月1日住所・代表者変更
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9-1	逸見 俊輔	
(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
(株) オンワード樫山	東京都中央区日本橋3-10-5	長谷川 恒則	令和2年3月2日代表者変更
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男	平成27年6月1日商号変更、令和2年3月1日住所・代表者変更
(株) ライトオン	茨城県つくば市野崎260-1	藤原 祐介	令和元年6月11日住所変更、令和2年3月13

			日代表者変更
オルビス (株)	東京都品川区平塚2-1-14	小林 琢磨	
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市名東区上社一丁目901番地	白川 篤典	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島町1-3-9	中林 秀雄	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) 福田屋	島根県松江市中原町159	福田 正義	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 周平	平成30年4月13日代表者変更
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	住所錯誤、令和2年3月19日代表者変更
木次乳業 (有)	島根県雲南市木次町東日登228-2	佐藤 貞之	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢野 靖二	
(株) ジュー	山口県山口市佐山717-1	柚木 治	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 英介	令和3年8月24日代表者変更
菅田 (株)	岡山県津山市川崎1902-3	菅田 拓平	
(株) アニメイト	東京都豊島区東池袋3-2-1	高橋 竜	令和2年1月30日代表者変更
(株) ウッドベル	島根県簸川郡大社町杵築西2671-1	小川 美樹	
(株) CROSS i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6ナカヒロビル6階	石井 美耶子	令和2年9月1日入店
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	令和2年10月16日入店
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号スフィアタワー天王洲27階	田中 修治	令和2年5月15日入店
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地の八	宮脇 範次	令和2年10月16日入店
(株) 手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448-1	畑 陽介	令和3年8月1日入店
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	尾田 信夫	令和2年4月24日入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和4年4月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

島根県告示第341号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや東川津店 島根県松江市下東川津町505番61

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 松江市下東川津町字京田486番 1 外32筆

(変更後) 松江市下東川津町505番61

(4) 変更の年月日

令和4年3月10日

2 届出年月日

令和4年4月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第342号

令和4年島根県告示第92号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マックスバリュ出雲今市店 島根県出雲市今市町139-1

2 意見の概要

意 見	理 由

1	土砂等の運搬にあたっては、現場監督者等により過積載及び転落防止措置に十分注意するとともに運転者へ安全速度遵守の指示を徹底すること。	各種法令法規を遵守し、開発に伴う事故や違反を未然に防止する必要があるため。
2	店舗開店直後などの繁盛期には、適宜、交通整理員を配置するなど、十分な渋滞対策を講じること。	平素より多くの来客が見込まれる際は、車両を停滞させることなく、円滑に進行させるため、適宜、交通整理員の配置が必要となる。また、既設の駐車スペースだけでは足りず、交通渋滞を招くおそれもあるため、臨機に必要な十分な駐車スペースを適切な位置に確保する必要がある。
3	開店後も、実際の渋滞状況や交通安全諸問題の発生に応じて、必要な措置を継続して講じること。	開店後、交通渋滞や交通安全等諸問題が発生した場合は、周辺地域の生活環境の保持のため、関係機関・団体等との連携を図るなど、迅速かつ適正な対処が必要である。
4	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要がある。
5	開発区域内の重機等について、施錠を確実にし盗難防止に努めること。また、休日、夜間に子ども等が開発区域内に立ち入らないようバリケード等の設置をすること。	営業（作業）時間外の監視の目がない状況では、盗難発生や子どもの蟻集場所として使用されることがあるため、施錠の徹底と区域内への立ち入り防止対策を講じる必要がある。
6	店舗立地場所は、騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定された指定地域内にあり、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する場合は「特定施設設置届出書」を提出すること。	法令に基づく手続のため。
7	早朝の荷さばき作業を行う場合の騒音について、通常行う騒音対策にあわせ徹底した騒音（防音）対策を行うこと。また、搬入車両や来客車両走行音が近隣住民の安眠を妨害することがないように検討し実施すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
8	長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。早朝及び夜間における近隣住民の安眠を妨害することがないように防音対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
9	敷地内に照明等設置する時は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
10	店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないように配置や構造に配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
11	周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を十分に行うこと。 周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。

12	店舗新設工事に伴う工事車両の出入りの際に、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況等確認の立会を行うこと。	法令に基づく措置のため。
13	道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。	法令に基づく措置のため。
14	道路及び河川における占用及び承認工事が必要な場合は、申請を行い許可を得ること。	法令に基づく手続きのため。
15	登下校する児童生徒への安全配慮に万全を期すこと。	敷地東側の市道若葉町元町線は多くの児童生徒が登下校する道路であるため。

3 縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（湖沼調査）

2 作業期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

中海

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年3月18日に終了した旨松江県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年3月1日から同月18日まで

3 作業地域

松江市大野町、上大野町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年3月18日に終了した旨松江県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年4月12日から令和4年3月18日まで

3 作業地域

安来市大塚町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年3月18日に終了した旨松江県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年2月15日から同年3月18日まで

3 作業地域

安来市宇賀荘町、清井町、清瀬町

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年4月15日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 物品名、規格及び予定数量

灯油 J I S 1 号 632キロリットル

内訳 島根県立中央病院 252キロリットル

島根県立こころの医療センター 380キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和4年3月25日

4 落札者の氏名及び住所

朝日エナジー有限公司 代表取締役 白石 邦宏 愛媛県今治市古谷甲548番地1

5 落札金額

灯油1キロリットル当たり 84,460円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和4年2月8日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年4月15日

島根県警察本部長 池田 宏

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 他の都道府県警察において国費通信指令システムと接続する地方費通信指令システム又は地方費通信指令システムと同等の機能を有するシステムの納入実績がある者であること。
- (8) 入札までに実施する実機試験で入札機器として承認された機器により入札が可能である者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線 2241、2242
- 5 入札説明書の交付等
- (1) 入札説明書の交付方法
- ア 交付期間
本公告の日から令和4年5月31日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 交付場所
4の場所
- (2) 入札説明会
行わない。
- 6 入札参加希望者に要求される事項
- (1) この入札に参加を希望する者は、令和4年5月31日（火）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
- (1) 入札の日時、場所等
- ア 日時
令和4年6月15日（水）午後5時まで
- イ 場所
島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階 第2小会議室
- ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年6月15日（水）午後5時までに到着していること。
- (2) 開札の日時及び場所
- ア 日時
令和4年6月16日（木）午後1時30分
- イ 場所
(1)イの場所
- 8 その他
- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Contract of the Communication Order Support system

(2) Time limit for tender : 5 : 00 p.m. June 15, 2022

(Bids by post must be received by 5 : 00 p.m. June 15, 2022)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,

Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510, Japan

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)